

令和 3 年度 神奈川地域森林計画の変更について

1 変更の経緯と本県の方針

現行の神奈川地域森林計画は、平成 29 年 12 月に改定（樹立）され、計画期間は平成 30 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までであり、5 年ごとの改定（樹立）が令和 4 年度に予定されている。

令和 3 年 6 月に全国森林計画が変更されたことに伴い、地域森林計画（以下地森計）、において表 1 の変更事項のとおり変更することが求められている。ただし、いずれも森林法に基づく義務的変更ではなく、今年度変更するか否かについては、各県の判断に委ねられている。

本県の対応としては、来年度に地森計の改定が予定されていること、及び新型コロナウイルス感染症への対応による全庁的な事業見直しにより、個別計画について原則として必要最小限の改定等に留めるとされたことから、市町村における事務負担の軽減も勘案して、**今年度は必要最小限の変更に留め、そのほかの変更については来年度改定時に行うこととした。**

表 1 地域森林計画に求められている変更項目と本県の対応

変更項目	地域森林計画変更内容	本県の対応
(1) 「特に効率的な施業が可能な森林」の設定	「特に効率的な施業が可能な森林」区域の設定基準、及び施業方法についての方針を定める。	<u>今年度において変更する。</u> (理由) 来年度、林野庁の造林補助事業において、当森林区域の内外で補助率等に差を設ける改正が予定されていることから、補助を受ける市町村、及び林業事業者等に影響が出る可能性がある。
(2) 木材搬出方法等の指針の設定	「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知) に即した搬出方法等を行うことについて定める。	<u>令和 4 年度地森計改定時に変更する。</u> (理由) 搬出方法等の指針については、左記指針をすでに各市町村あてに通知しているため、これにより当面は対応する。
(3) 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の指定基準の設定	「市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を定める」旨の記載を追加する。	<u>令和 4 年度地森計改定時に変更する。</u> (理由) 主伐後の伐採跡地については早期に植栽する旨がすでに地森計に定められていること、また本県では主伐後は植林が行われていることがほとんどであることから、当基準を追加する緊急性はない。
(4) 伐採・造林等の計画量	現行の地森計の伐採・造林等計画量が新しい全国森林計画に定める計画量の範囲を超えた場合は変更する。また変更する場合は、森林資源の保続が可能な伐採上限量を参考資料として掲載する。	<u>令和 4 年度地森計改定時に変更する。</u> (理由) 現行の地森計の伐採・造林等計画量は、新しい全国森林計画に定める範囲内であるため、今年度の変更を要しない。

2 令和3年度の変更内容について

(1) 変更理由

令和3年6月15日に変更された全国森林計画において、林木の生育に適しており、路網が整備されているなど、効率的な施業が可能な森林における再生林を促進するため、「特に効率的な施業が可能な森林」の設定について新たに定められた。

そのことを受け、当該森林を設定するにあたり、地域森林計画において、その設定基準、及び施業方法についての方針を定めることとされたため、所要の変更を行う。

(2) 変更内容

- ① 「第Ⅱ部 基本的な計画事項」、「4 公益的機能別施業森林等の区域設定基準」、「(4) 木材等生産機能の維持増進を図る森林の設定基準」において、「特に効率的な施業が可能な森林」の設定基準を追加する。
- ② 「第Ⅲ部 個別の計画事項」、「1 森林整備に関する事項」、「(4) 公益機能別施業森林等の森林施業の方法に関する指針」において、「特に効率的な施業が可能な森林」の森林施業の方法について追加する。

新旧対照表は別紙のとおり。

神奈川地域森林計画 変更案 新旧対照表

変更案	現行
第Ⅰ部 計画にあたって (略) 第Ⅱ部 基本的な計画事項 1～3 (略) 4 公益的機能別施業森林等の区域設定基準 (1) (略) (2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林、 <u>及び特に効率的な施業が可能な森林の</u> <u>設定基準</u> 木材の生産機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林の区域は、 林道等から近いなど経済的条件に優れ 効率的な森林施業が可能な、高い生産性 を有するスギ・ヒノキの生育に適した森 林とする。 <u>特に効率的な施業が可能な森林の区</u> <u>域は、木材の生産機能の維持増進を図る</u> <u>ための森林施業を推進すべき森林の区</u> <u>域のうち、林地生産力が高い森林、傾斜</u> <u>が比較的緩やかな森林、及び林道等や集</u> <u>落から距離が近い森林で、特に効率的な</u> <u>施業が可能な森林とする。</u> 5 (略) 第Ⅲ部 個別の計画事項 1 森林整備に関する事項 (1)～(3) (略) (4) 公益機能別施業森林等の森林施業の方法 に関する指針 ア (略) イ 木材等生産機能の維持増進を図る森 林、<u>及び特に効率的な施業が可能な</u> <u>森林の森林施業の方法</u> 木材の生産機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林にお いては、公益的機能の発揮に留意し つつ、生産目標に応じた伐採の方法 を定めるとともに、集約化等を通じ た効率的かつ適切な森林整備を推進 することとする。 <u>特に効率的な施業が可能な森林</u> <u>における人工林の皆伐後は、原則、</u> <u>植栽による更新を行うこととする。</u> (後略)	第Ⅰ部 計画にあたって (略) 第Ⅱ部 基本的な計画事項 1～3 (略) 4 公益的機能別施業森林等の区域設定基準 (1) (略) (2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林 の設定基準 木材の生産機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林の区域は、 林道等から近いなど経済的条件に優れ 効率的な森林施業が可能な、高い生産性 を有するスギ・ヒノキの生育に適した森 林とする。 (追加) 5 (略) 第Ⅲ部 個別の計画事項 1 森林整備に関する事項 (1)～(3) (略) (4) 公益機能別施業森林等の森林施業の方法 に関する指針 ア (略) イ 木材等生産機能の維持増進を図る森 林の森林施業の方法 木材の生産機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林にお いては、公益的機能の発揮に留意し つつ、生産目標に応じた伐採の方法 を定めるとともに、集約化等を通じ た効率的かつ適切な森林整備を推進 することとする。 (追加) (後略)

